

広島市地域コミュニティ活性化ビジョン（仮称）の策定に向けた町内会・自治会  
実態調査等業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和2年6月1日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

広島市地域コミュニティ活性化ビジョン（仮称）の策定に向けた町内会・自治会実態調査等  
業務

### (2) 業務内容

基本仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### (4) 事業費

本業務に係る費用は10,989,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内  
とする。

### (5) 契約担当課

広島市市民局市民活動推進課（広島市役所本庁舎2階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2131 Fax 082-504-2066

電子メール katsudo@city.hiroshima.lg.jp

## 2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン（仮称）の策定に向けた町内会・自治会実態調査等業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

## 3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者である  
こと。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2年・3年・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製  
造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の

種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02 調査・研究」及び「30-03 計画策定」に登録されている者であること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

#### 4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和2年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

##### (1) 配布期間

公示日から令和2年6月12日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

#### 5 応募資格確認申請書の提出

##### (1) 提出期間

公示日から令和2年6月12日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

##### (3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式1）を作成し、添付書類と共に、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

##### (4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

#### 6 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期間

公示日から令和2年6月8日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

##### (3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和2年6月19日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年6月19日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 8 審査

(1) 審査方法

広島市地域コミュニティ活性化ビジョン（仮称）の策定に向けた町内会・自治会実態調査等業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

## 9 その他

(1) 本プロポーザル手続において用いる言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本円とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。